

別表第3 事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算（区分1及び区分2）																		
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定				保育短時間認定														
				基本分算価 〔注1〕		基本分算価 〔注1〕			〔注1〕		〔注1〕		〔注1〕		〔注1〕												
				⑥	⑥	⑥	⑥		⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥													
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	419,760	(508,770)	407,010	(496,020)	⑤×84/100	+	4,070	(4,960)	×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	3.2 (c)	(3.1 (c))	3,950	(4,840)	×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))
			乳児	508,770		496,020			+	4,960		×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)		4,840		×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	233,920	(322,930)	228,600	(317,610)		+	2,220	(3,110)	×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))	2,160	(3,050)	×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))
			乳児	322,930		317,610			+	3,110		×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)		3,050		×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	185,010	(274,020)	181,650	(270,660)		+	1,730	(2,620)	×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	1,690	(2,580)	×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))
			乳児	274,020		270,660			+	2,620		×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)		2,580		×	(加算率 (a))	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	運賃施設を 設定しない場合 ⑤	食事の提供について 自園調理又は運賃施設等からの購入 以外の方法による場合 ⑥	管理者を配置していない場合		土曜日に閉所する場合				安全計画の策定等をしていない場合 (注3) ⑩a	経営情報等の報告を行っていない場合 (注3) ⑩b	定員を恒常的に超過する場合	
						短運改善等加算(区分1及び区分2) ⑦	加算率(注2) ⑧	月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合 (記載の場合を除く。)	全ての土曜日を閉所する場合			利用子ども数が6人から12人までの場合	利用子ども数が13人を超える場合
10/100 地域	5人 まで	3号	1.2歳児	3,980	(⑥(⑦) +⑧+⑨) × 9/100	99,980 +	990 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 0.9 (c))	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 1/100	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 3/100	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 4/100	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 6/100	1,350	⑩×5/100	(⑥~⑩b) × 58/100	(⑥~⑩b) × 47/100
	6人 から 12人 まで	3号	1.2歳児	1,650	(⑥(⑦) +⑧+⑨) × 9/100	41,660 +	410 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 0.9 (c))	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 2/100	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 3/100	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 5/100	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 6/100			(⑥~⑩b) × 81/100	
	13人 から 19人 まで	3号	1.2歳児	1,040	(⑥(⑦) +⑧+⑨) × 8/100	26,310 +	260 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 0.9 (c))	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 2/100	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 3/100	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 5/100	(⑥又は⑦)+⑧ + (⑨又は⑩) +⑪+⑫ × 6/100				

加算部分2

処遇改善等加算（区分3）	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算（区分3）－① 49,060 × 人数A ・ 処遇改善等加算（区分3）－② 6,130 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別途通知する。 ※3 利用定員が6人以上の場合には（算式1）を適用し、利用定員が5人以下の場合には（算式2）のA又はBのいずれかとする。		
	(算式2) A：処遇改善等加算（区分3）－① $49,060 \div \text{各月初日の利用子ども数}$				
	B：処遇改善等加算（区分3）－② $6,130 \div \text{各月初日の利用子ども数}$				
冷暖房費加算	1 級 地	2,020	4 級 地	1,400	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地～4級地：寒冷地手当別表に規定する1級地～4級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当別表に規定する4級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域 その他地域：1級地～4級地及び激変緩和地域以外の地域
	2 級 地	1,790	激 変 緩 和 地 域	1,050	
	3 級 地	1,770	そ の 他 地 域	120	
除雪費加算	⑳	6,620		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	㉑	$171,160 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	㉒	$100,000 \text{ (限度額)} \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算	A	基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） $(88,400 + 880 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 7.5 \text{ (c)}))$ $\div \text{各月初日の利用子ども数}$		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設	
	B	基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） $(50,000 + 500 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)}))$ $\div \text{各月初日の利用子ども数}$			
	C	基本額 $10,000 \div \text{各月初日の利用子ども数}$			
第三者評価受審加算	㉓	$150,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
療育支援加算	A	60時間以上	$150,450 \div \text{各月初日の利用子ども数}$	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：障害児受入施設 ※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。	
	B	30時間以上60時間未満	$75,220 \div \text{各月初日の利用子ども数}$		
保育ICT推進加算	㉔	$180,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$		※3月初日の利用子どもの単価に加算	

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）処遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率において、（a）は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

（注3）令和8年度においては7月から加減調整する。